

明治四年辛未十月



萬國新聞

第三號

東京書林

北畠茂兵衛  
山中兵衛



484  
115  
3

官報

萬國新聞第三號

シヤツパンガゼット新聞第千八百八十五號

明治四年辛未十月六日刊行

マニラ細よ先日大風ありマニラ、乃町並に近國まで大よ害  
被受あり此港よて紐育よ行く爲に船積せしクライキイと  
云船ハ船嘴並よ表脆破損ぞり其外小舟盤艇等も大よ破損  
しる也

○  
安南米二三ヶ月内よ取引ひへき者ハ大抵一擔よ付洋銀一



圓七十錢よ一圓七十五錢なり

○ 英の船將キルピット氏病甚しき付英の軍艦オシエン  
ヲ乘し歸國へき積り處軍艦ヲ出帆を俟るはし多分  
速に飛脚船にて本國に歸るへき由なり

○ 佛國飛脚船ベオルガの船將フランビウ第十一月六日  
香港より出帆し九月二十九日まゝ佛國の書翰及び倫  
敦新聞を持って昨日爰に到着せり次の新聞ハ傳信機の報告  
あり

○ 巴里第十月十四日

佛國の新政体立てて爲めの入札を開きし拿破崙を助  
くる者六十人國法を助くる者百七十有四人全く政体を變  
革せむと云者二百六十有一人更に共和政治を改革せむと  
望む者四百六十有七人改革を望む者凡そ八百六十有  
七人なり

○ 倫敦第千八百七十一年十一月三日

伯靈人曰佛國ハ實儀に日耳曼と親しき條約以結はむと欲

せり

ピカルド氏以太利行の使節を命ぜりきたりては風聞を

○

パリス御第十月十五日

巴里新聞より曰く昨日伯靈より於て左の三個條の規則に調印  
濟とたりと

第一條 國界取極めり事と付地方規則ハ日耳曼大會議と

一致しり境界確定候へき事

第二條 會計の規則ハ只佛國の共和政治及び日耳曼政府  
のとりて取極むる事

此規則より依て拂方の節ハ大統領及び會計事務執政の調印  
而已を用ゆる故より兩替屋の手形ハ不用ともせり夫れ故に  
残りの償金を拂ふと雖も外國への爲替手形を出候は巴里  
東方は六廳ハ久しく鎖閉する事とも十四日の間は是非と  
も開廳せ候るを得候

第三條 風俗ハ關係せる規則より殆むと從前の法を改

め候

○

倫敦第千八百七十一年十月三十一日

デイルス氏ハ更ふ又共和政治候行ふべき望を公告したり

○ 英國飛脚船會社の蒸氣船ラングン等が澳地利刺利に向て出帆せしと去る水曜日ゴール船に於て盡く破損せし但し人命ハ恙なし

○ 奧大利國執政官員ハ將み充備せしと云

○ ジャパンヘラルド新聞第二千四百八十六號

明治四年辛未十月六日刊行

先達のシンガポネ船の一撿起りし時軍兵ヲ呼出したるは流底南ウオルトル船指揮の第十聯隊の内一小隊と發砲せし

れし幸に的ら誤して死傷なし十聯隊と之の應砲より數人ハ疵を負せ一人被殺せり

○ 英國飛脚船會社のラングン船ゴール船の港に於て破船せし趣傳信機新聞にて承知しあり然るに未だ確報を得ず

○ 魯西亞の軍艦イブムロキド船一週前みホノルク離陸のとき直に横濱に向て出帆せり

○ 洋銀の相場上りしと付二日前に日本人種々の虚説が流布

○ 洋銀の相場上りしと付二日前に日本人種々の虚説が流布

しるぬ且横濱海岸通りにあり外國人の肆店は凡そ六萬五千ドルにて借したれと云ふ風説あり

○

倫敦第十月廿一日

佛國のギイルス氏の共和政治を保護へき望の由を公告したる

○

シヤパンガゼット新聞第一千百九十號

明治四年辛未十月十二日刊行

日本國より歐羅巴行使節の出立に付政府に於て其用意

みて頗る繁多なり此度の使節も政府官員の内最も英明の人にて其名中外の諸民に聞へたり此度の使節も人員は多き事と其位階の貴き事と於ては是迄の海外行使節の比奏よあらは此度使節を歐羅巴に遣るの主意は何事からせらる素よ疑問を起さるを得は是れ恐らくは明年の條約改正の事み外からし然れども眞に此事は相違なきや否や一人も未だ之を知る者なし蓋し是迄の條約は外國公使等此國に來て結したる者なれば天皇陛下の御意に適せられ條件多きを以て今度使節を遣り外國の政廳に於て談判せし如何様か改革を爲はしむ歐羅巴中央の國都に於て

天皇陛下の重臣と各國の宰相と速に議定する事を得へし  
と目的を以てし是れ各國の政府相近きを以て議論齟齬  
はなれども忽ち本國に通して改む事を得ば爲めなり  
若し然らば米英佛三個國の欽差本國の政府に在るは  
外國交際嫌ふ者ありて甚だ困難故障多し此日本國にて  
彼欽差等接待受くべきを寧ろ彼國に行て彼欽差等と面  
語して決定はばなるべし  
若し然らば天皇陛下及び輔佐の重臣と相善らば  
人の委任して事の成否如何成り行くとも其關係は免るべし  
む事を欲はるはば

若し然らば此度の使節を全く條約改正の事と係らば  
はなれども

或人の又全く別事と考へて曰く此度使節は  
大主意一ツ  
ハ又金を借らんとす事なり是亦一説なり敢て驚くべき  
非ス若し然らば必し調達はへし若し此度外國人の爲め  
都合よく條約改正はば又此節日本類に開化は進  
むる時なれば國民は自在の權利は與へ外國にて日本人  
容るる如く此國を開きて外國人が容るるは又此迄の  
如き外國貿易の障碍を悉く取除るは随分外國人を日本と  
組合し一業を開くは財貨の幾許を望む任せて出

以へき事、決して疑なし

何の道日本ハ、外國人を取扱ふ事其國人の如く公平の取扱  
と爲し必腹藏なく内地にも外國人を容れり様に非ざるを  
成し難き事なり且、彼我の商民貿易を政府にて又  
ハ間屋等が奏してん決して差略は可からず、又貸借等其事ハ  
豫め政府より適宜に仕様を立置き證書を政府に控へ置て  
必正道に約定候へし日本商民ハ、外國人之負債ある者枚舉  
に違あらん皆正ふ官より之を糾し相違なきをハ約定は通  
すに皆濟せしむへし若し其上違背あらん外國の法は如く  
其罰加ふべし

日本國ハ方今専ら開化を進め所なきハ、外國人等が求む  
流所をも政府へ示し、たき事なり此度使節ハ何等が主意ふ  
もせよ若し外國人の望む所を知らん必は諸事行ひ易らる  
へし外國人等頻りに今度使節の主意を知らず事を望むハ  
實も亦奇なり是を蓋し外國人に取て要用は事件からず  
と察候るは故なり恐らくハ我輩よれも本國の政府にてハ  
此度日本使節の主意を知らん外國に説き必は能く承知  
せらるべし

シ九ハ九リパーク大缺公ハ條約改正は事に付別段ふ其  
國民を招きて下問ありしハ必は條約の趣意施行は上利害



と實驗せし者の説を取て参考に備ふるをへし最早條  
約改正の期も近きにあてハ議論ある者ハ速に建白し  
決して猶豫をなさず非ら然れども此度ハ使節ハ條約改  
正の事ありと考へたる説も當てるや否速に之を知る事  
得ハ衆人皆大に悦ぶへし